

岸和田市特殊詐欺対策機器貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電話機を用いた特殊詐欺による被害を未然に防止するため、特殊詐欺対策機器（以下「機器」という。）を市民に貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特殊詐欺」とは、面識のない不特定の者に対し、電話その他の手段を用いることにより、預貯金口座への振込その他の方法により現金等を交付させる詐欺をいう。

2 この要綱において「機器」とは、電話機に設置することにより、発信者に対して自動で警告メッセージを流す機械であつて、次に掲げる機能を有するものをいう。

- (1) 受話器が応答したときから自動で通話の録音を開始し、通信が遮断された時点で停止する機能
- (2) 最大60分または最大30件の通話を録音できる保存容量を有し、録音したデータが当該容量を上回るときは、最も古い過去のデータから自動で消去し、上書き保存する機能
- (3) 録音したデータを再生又は消去する機能

(貸与対象者)

第3条 機器は、本市に居住している65歳以上の者（岸和田市特殊詐欺対策機器購入費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けている者及び当該者と同一の世帯に属する者を除く。）（以下「対象者」という。）に対して貸与するものとする。

(貸与の申請)

第4条 機器の貸与を受けようとする者は、岸和田市特殊詐欺対策機器貸与申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、貸与を受けようとする者の親族その他市長が適切であると認める者が、貸与を受けようとする者に代わって行うことができる。

(貸与の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、貸与の可否を決定し、岸和田市特殊詐欺対策機器貸与・不貸与決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(貸与内容及び条件)

第6条 機器の貸与台数は1世帯につき1台とし、貸与に係る費用は無料とする。

2 機器の貸与の期限は、前条の通知があった日から起算して6年間とする。

3 機器の貸与条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象者の属する世帯に設置された固定電話機以外の電話機で使用しないこと。

(2) 機器の設置は、対象者又はその親族その他市長が適切であると認める者（以下「被貸与者」という。）が行うこと。

(3) 機器を接続することにより発生する光熱費等は、被貸与者が負担すること。

(4) 被貸与者の故意又は過失により機器が故障若しくは亡失した場合は、被貸与者が実費弁償すること。ただし、被貸与者の故意又は過失によらず機器が故障した場合は、メーカー保証の範囲内で市長が無償で修理又は交換するものとする。

(5) 機器をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、又は担保に供してはならないこと。

(変更事項の届出)

第7条 被貸与者は、対象者の住所、氏名及び電話番号に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(機器の無償譲渡)

第8条 被貸与者から貸与期間満了の1か月前までに特段の申出がないかぎり、貸与期間満了後は当該機器を譲渡する。

(機器の返還等)

第9条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与の決定を取り消し、機器を返還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により機器の貸与を受けたとき。

- (2) 対象者でなくなったとき。
 - (3) 第6条第3項第1号又は第5号に違反したとき。
 - (4) 機器が不要になったとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が貸与をすることが適当でないと認めたとき。
- 2 被貸与者は、機器を損傷し、又は亡失したときは、速やかに岸和田市特殊詐欺対策機器損傷・亡失届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、機器の貸与について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

岸和田市特殊詐欺対策機器貸与申請書

年 月 日

岸和田市長 宛

特殊詐欺対策機器の貸与を受けたいので、岸和田市特殊詐欺対策機器貸与事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。申請にあたっては、裏面の事項について同意または誓約します。

使用者 (対象者)	機器を設置する住所	岸和田市		
	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生まれ (歳)
	連絡先	※機器設置電話番号		
(自宅)		—	—	
	(携帯)	—	—	
代理申請 ※本人以外からの申請の場合は、以下もご記入ください。				
代理申請者	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	連絡先	(自宅)	—	—
		(携帯)	—	—
使用者との関係	家族（続柄 ） ・ 家族以外（続柄 ）			

※ 裏面の事項を全て確認し、裏面の“□”に✓を入れてください。

(裏面)

□ 申請にあたって、次の事項に同意又は誓約します。

- ・ 申請書の提出にあたり、住民基本台帳を閲覧することに同意します。
- ・ 特殊詐欺対策機器（以下「機器」という。）は、私自身の責任において大切に使用します。
- ・ 機器接続により発生する光熱費等の費用全ては、私自身が負担します。
- ・ 機器を、第三者へ譲渡や貸与をしません。
- ・ 機器が故障、破損又は紛失したときは、速やかに岸和田市へ届け出ます。
- ・ この申請書に記載した内容に変更があったときは、速やかに岸和田市へ届け出ます。
- ・ 万一、私の故意又は過失等で機器を破損又は亡失したときは、実費（修理又は再購入価格相当分）を負担します。
- ・ 貸与の要件に該当しなくなったときや機器を利用しなくなったときは、速やかに機器を岸和田市に返還します。
- ・ 機器の効果測定のための岸和田市が実施する調査に協力します。

備考

- (1) 台数には限りがありますので、貸与することができない場合があります。
- (2) この申請書は、市が貸与することを確約するものではありません。なお、申請後に、市で審査の上、貸与・不貸与を決定し、その旨を文書で通知します。

岸和田市特殊詐欺対策機器貸与・不貸与決定通知書

様

岸和田市長 ⑨

年 月 日付けで申込みのありました特殊詐欺対策機器の貸与について、岸和田市特殊詐欺対策機器貸与事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

貸与の可否	可 ・ 不可
申込者の 住所・氏名	
機器設置電話番号	
(不可の場合) 理由	

特殊詐欺対策機器の貸与に伴う注意事項等

- ・ 機器は、上記の住所以外で使用してはならないこと。
- ・ 機器の設置は、被貸与者が行うものとする。
- ・ 機器を接続することにより発生する光熱費等は、被貸与者が負担すること。
- ・ 被貸与者の故意又は過失により機器が故障した場合は、被貸与者が修理又は交換すること。ただし、被貸与者の故意又は過失によらず機器が故障した場合は、メーカー保証の範囲内で市が無償で修理又は交換するものとする。
- ・ 機器をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、又は担保に供してはならないこと。
- ・ 被貸与者は、住所、氏名及び電話番号に変更が生じたとき、又は機器の故障により使用できなくなったときは、その旨を市長に届けること。
- ・ 貸与期間は通知の日から 6 年間とし、貸与期間満了の 1 か月前までに特段の申出がないかぎり、貸与期間満了後は被貸与者に無償譲渡するものとする。

年 月 日

岸和田市特殊詐欺対策機器損傷・亡失届

（あて先）岸和田市長

（被貸与者）

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付けで貸与の決定があった特殊詐欺対策機器について、下記の理由により損傷・亡失したので岸和田市特殊詐欺対策機器貸与実施要綱第 9 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1. 損傷・亡失の理由